

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために活用したい制度 2

在宅高齢者日常生活用具給付事業

6ヶ月以上寝たきりになっていたり、ひとり暮らしのおおむね 65 歳以上の高齢者の方に電磁調理器、火災警報機、自動消火器は給付、老人用福祉電話は貸与されます。

老人日常生活用具給付等事業の種目（国の考え方）

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人など	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	おおむね 65 歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人など	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人用電話（福祉電話）	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし老人など	加入電話

所得により一定の負担があります。

手続き **各区保険福祉センター保険福祉課** で受け付けています。

または、福祉局高齢者施策部高齢福祉課（電話：06-6208-8052）

